（表 面）

**暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書**

私は、自己又は自社の役員等が、排除措置対象者（神河町暴力団排除条例（平成25年神河町条例第5号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第１号から第３号の規定に該当する者ではないことを誓約します。

また、下記役員等名簿に記載した者が暴力団排除対象者ではないことを、兵庫県福崎警察署に照会することを承諾します。該当となった場合には、速やかに届け出るとともに中播北部行政事務組合が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

令和 　 年 　 月　　日

中播北部行政事務組合管理者　様

所在地（住所）

法人名・商号・名称等

代表者　職名　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

記

役員等名簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　 名 | フ リ ガ ナ | 生 年 月 日 | 性 別 | 備　　考 |
| 氏　　　　名 |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |

【備考】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏 面）

　 氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報は、「神河町個人情報保護条例（平成17年神河町条例第20号）」の規定に基づき取り扱うものとし、中播北部行政事務組合が「神河町契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成25年神河町要綱第6号）」の規定に基づき実施する暴力団等の排除措置以外の目的には使用しません。また、中播北部行政事務組合がこれらの情報をもとに兵庫県福崎警察署から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法等】

１　この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な（旧字等）字体で記載してください。

　⑴　株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）

⑵　合名会社又は合同会社については、社員

　⑶　合資会社については、無限責任社員

　⑷　社団法人又は財団法人については、理事

　⑸　法人については、⑴から⑷までに掲げる者のほか経営若しくは運営に実質的に関与している者

　⑹　法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者

　⑺　個人については、その者

　⑻　次に該当する場合は、⑴から⑺に掲げる者のほか、次の者

1. 支配人を置く場合は、支配人
2. 中播北部行政事務組合との取引において、支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
3. 神河町に事業所がある場合で、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるか、また、契約事務の委任等を受けた者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

　　　　⑼　当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、⑴から⑻までに掲げる者のほか、管財人

　　　２　新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

|  |
| --- |
| 神河町暴力団排除条例（抜粋）  (定義)  第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  (1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。  (2)　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。  (3)　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。  ア　暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者  イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者  ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。  (ア)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為  (イ)　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為  (ウ)　(ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為  エ　アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者  (4)　省略 |